

子宮頸がん予防のためのワクチンを接種しましょう

接種期限が 1 年間延長されました

厚生労働省は、公費負担による子宮頸がん予防のワクチン（HPV ワクチン）接種の期限を 1 年間延長します。対象者には個別に通知しますので、この機会にぜひご検討ください。

【対象者】以下の全ての要件を満たす方

- ・令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに HPV ワクチンを 1 回以上接種した方
- ・平成 9 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日生まれの方（キャッチアップ接種対象者に加え、令和 6 年度が定期接種の最終年度となる方）

【接種期限】令和 8 年 3 月 31 日まで

【費用】無料

【接種方法】個別接種

（接種希望の医療機関に電話などで直接申し込み、事前に予約を取ってください。）

【持ち物】

母子健康手帳・予診票（サーモン色）・健康保険証
※予診票をなくされた方は担当課までご連絡ください。

▶詳しくは、役場みらい健康課（☎ 3 3 - 0 3 5 5）までお問い合わせください。



ステキな出逢いを見つけてみませんか

婚活イベントの参加者を募集します！

町では、出逢いの場を創出し婚活を支援するため、都市部の女性・地域の女性と地域の男性との交流イベントを開催します。この機会にステキな出逢いを見つけてみませんか。

【日程】3 月 8 日（土）～ 9 日（日）

【会場】飛雪の滝キャンプ場

【参加費】7,000 円

【募集人数】男女各 15 名

【申込】詳細は下記 2 次元コードからご確認のうえ、お申し込みください。

▶詳しくは、役場企画調整課（☎ 3 3 - 0 3 3 4）までお問い合わせください。



婚活イベント HP

農業で楽しく体を動かしませんか

健康づくり農園の利用者を募集します

町では、健康づくり農園の利用者を募集します。募集内容は次のとおりです。

【場所・募集区画】

①紀宝町鵜殿 882 番地（鵜殿川瀬公園近く）
・・・ 5 区画

②紀宝町鵜殿 2047 番地 2（鵜殿上野住宅近く）
・・・ 17 区画

※いずれの区画も車の乗り入れはできず、また駐車場はありません。

【面積】1 区画 約 15.0㎡

【利用料金】年間 500 円

【契約期間】契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで（原則 1 世帯 1 区画）

【申込期限】2 月 21 日（金）

【申込】印鑑をご持参のうえ、役場みらい健康課窓口でお申し込みください。

▶詳しくは、役場みらい健康課（☎ 3 3 - 0 3 5 5）までお問い合わせください。



資産割の廃止に向け令和 10 年度まで段階的に見直し

国民健康保険税の税率を改定します

町では、令和 7 年度の国民健康保険税の税率を以下の表のとおり改定します。

国民健康保険税は「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」を計算し税額を決定していますが、財政運営の主体である三重県の資産割廃止の方針を受け、資産割を段階的に引き下げ、令和 10 年度の資産割廃止にむけて、今後も国民健康保険税の税率の見直しを行っていきます。

国民健康保険税率表

区分	医療保険分 （国保加入者全員）		後期高齢者支援金分 （国保加入者全員）		介護納付金分 （40 歳から 64 歳の国保加入者）	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
所得割	6.44%	6.61%	1.75%	1.80%	1.62%	1.65%
資産割	33.60%	25.20%	11.20%	8.40%	9.60%	7.20%
均等割	17,800 円	18,200 円	5,500 円	5,600 円	7,500 円	7,600 円
平等割	22,900 円	23,400 円	6,100 円	6,300 円	6,300 円	6,400 円

○税額が増加しやすい世帯の特徴

- ・国保加入者が多い……均等割引き上げの影響により税額が増加する可能性があります。
- ・固定資産税がない、もしくは少ない……資産割の引き下げの影響があまりないため、税額が増加する可能性があります。

○税額が減少しやすい世帯の特徴

- ・固定資産税が多い……資産割引き下げの影響により、税額が減少する可能性があります。

▶詳しくは、役場税務住民課（☎ 3 3 - 0 3 3 7）までお問い合わせください。

住民税非課税世帯に対し

価格高騰対策特別給付金を支給します

町では、令和 6 年度住民税非課税世帯に対し、価格高騰対策特別給付金として 1 世帯あたり 3 万円を支給します。また、対象世帯のうち、18 歳以下の子がいる世帯に対しては、子ども 1 人あたり 2 万円を支給します。

【支給対象者】

令和 6 年 12 月 13 日時点で、町の住民基本台帳に登録されており、令和 6 年度住民税非課税世帯。

【手続きが不要な世帯】

対象と見込まれる世帯のうち、過去の給付金を

受給した世帯には、2 月上旬以降に通知書を送付します。通知書に記載の口座を解約しているなどの場合は、口座変更などの手続きが必要です。

【手続きが必要な世帯】

対象と見込まれる世帯のうち、上記の世帯以外には、2 月上旬以降に給付内容等が書かれた「確認書」を送付しますので、中身を確認し必要事項を記入のうえ、役場福祉課に返送してください。

【提出期限】3 月 31 日（月）

▶詳しくは、役場福祉課（☎ 33 - 0 3 3 9）までお問い合わせください。